平成２１年（フ）第３１５８号
名古屋市中川区中島新町３丁目1304番地
破産者　鷲津　孝二
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７号
愛知県津島市北町107番地１　Ｌａ．Ｓｙｌｐｈｉｄｅ102号
破産者　加藤　弘樹
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５２号
愛知県海部郡大治町花常字人見62番地１　シティハイツ人見Ａ202号、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字三本木字村部121番地
破産者　園田ヒロ子
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６８号
名古屋市中区大須４丁目16番27号　アーバンドエル上前津1006号
破産者　木村美矢子
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７４号
大阪市天王寺区生玉町11番29―402号
破産者　中村　武文
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１２号
大阪市旭区赤川４丁目７番37号
破産者　福井　和恵
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２号
大阪府貝塚市森824番地２棟801号
破産者　森建設興業こと　森　　辰之
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
大阪府岸和田市春木中町５番26号
破産者　上木戸英也
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
大阪府泉大津市田中町５番22―904号、事業所所在地大阪市北区天満２丁目１番24号ロフティネス・スクエア401号
破産者　エムエイチカンパニーこと　濱中　睦巳
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
神戸市須磨区神撫町１丁目３番５号グリーンヒル神撫403、従前の住所大阪府豊中市島江町１丁目３番３―502号
破産者　田中メリヤスこと　田中　清治
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９３号
札幌市豊平区中の島２条６丁目１番10号　北海道尚志学園高等学校生徒寮内
破産者　瀧澤　　晃
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９４号
札幌市豊平区中の島２条６丁目１番10号　北海道尚志学園高等学校生徒寮管理人室
破産者　瀧澤　絹子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７号
北海道旭川市豊岡１条６丁目３番６号
破産者　村中　政則
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４号
秋田県湯沢市皆瀬字下落合117番地１
破産者　髙橋　政一
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第８０４号
神奈川県伊勢原市白根11番地の22
破産者　松原ゆかり
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７０号
長野県東御市海善寺450番地
破産者　福島　英隆
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１２６号
静岡県浜松市南区楊子町531番地　コートプリメーロ201
破産者　高橋　伸和
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９５１号
大阪府高槻市城南町２丁目31番24号
破産者　髙澤中国整体院こと　髙澤　興藏
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７３号
大阪府門真市上島町20番14号、住民票上の住所大阪府門真市江端町11番１―324号
破産者　河野　充恵
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部